

[会 議 録]

会 議 名 称	平成30年度第1回 市川市個人情報保護審議会
議 題 等	(1) 会長互選 (2) 副会長互選 (3) 報告事項 ア 市川市個人情報保護条例の一部改正について【総務課】 イ コンピュータ結合基準について【総務課】 ウ 全項目評価書の改正について【市民税課】 エ コンビニ交付事業者の追加について【情報システム課】 (4) 承認事項 外部提供基準の改正について【総務課】
開 催 日 時	平成30年5月23日(水) 10:00~11:00
開 催 場 所	市川市役所仮本庁舎4階第4委員会室
出席者	委 員 ・奥川貴弥(会長) ・勝田信篤 ・小島千鶴 ・古賀加奈子(副会長) ・松原いつ子 ・小林俊之 ・伊与久美子 ・荻野良江
	事 務 局 [総務部総務課] 中澤課長、吉田副参事、樋口主幹、朝倉主任、松戸主任
	説 明 課 及 び 職 員 総務課・・・(樋口主幹、朝倉主任) 市民税課・・・(藤城課長、的場主幹、斎藤副主幹) 情報システム課(小林課長、宇津木主幹、藤田主査、國本主任主事)
傍 聴	■ 可 (0 人) / □ 不 可
会 議 概 要 ※ 詳 細 別 紙	個人情報保護条例改正については、個人識別符号及び要配慮個人情報の追加について報告し、コンピュータ結合基準については、法令による結合が基準として追加されたことを報告した。また、全項目評価書の改正については、マイナンバーを電子送付する際に安全措置が講じられていることなどを報告し了承を得た。 外部提供基準の改正については、以前、答申により認められたものを外部提供基準に追加してよいか承認を求め、承認が得られた。
配 布 資 料	1 次第 2 市川市個人情報保護審議会委員名簿 3 事務局職員名簿 4 市川市個人情報保護条例の一部改正について(議事(3)ア) 5 コンピュータ結合基準について(議事(3)イ) 6 全項目評価書の改正について(議事(3)ウ) 7 コンビニ交付事業者の追加について(議事(3)エ) 8 外部提供基準の改正について(議事(4))
特 記 事 項	

[会 議 録]

別 紙

平成30年度第1回 市川市個人情報保護審議会

【事務局（樋口）】

それでは、ただいまから、平成30年度第1回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、お手元の配布資料の確認をさせていただきます。全部で8点ございます。

1点目が、本日の次第です。2点目が、市川市個人情報保護審議会委員名簿です。3点目が、事務局職員名簿です。4点目が、市川市個人情報保護条例の一部改正の概要です。5点目が、コンピュータ結合基準表です。6点目が、全項目評価書の改正についての資料です。7点目が、コンビニ交付事業者の追加についての資料です。8点目が、外部提供基準の改訂版資料です。資料の不足はございませんでしょうか。

次に、本日の会議ですが、個人情報等非公開とすべき情報を議題としておりませんので、公開とさせていただきます。ただし、今のところ傍聴人はいらっしゃいませんので、このまま継続いたします。また、会議録につきましても、委員の皆様にご確認いただいた上で公開することと致しますので、会議録の作成のため本日の会議を録音させていただきますことをご了承いただければと思います。

（ 委員全員 了承 ）

ありがとうございました。

それでは、引き続き、総務課長を座長として、会議を進めます。課長、お願いします。

（ 総務課長 議長席へ移動 ）

【事務局（総務課長）】

それでは、会長の互選が終わるまで、私が座長として、会議を進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、「市川市個人情報保護審議会規則」第3条第2項において、「会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定しておりますが、本日は、半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことを確認いたします。

次に、次第の3の(1)「会長互選」についてですが、「市川市個人情報保護審議会規則」第2条第1項により、会長及び副会長各1名を委員の中から互選することとなっております。

どなたか会長のご推薦をしていただけますでしょうか。

（ 委員に諮る ）

ご推薦の声がありませんので、事務局の方で提案はありますか。

【事務局（総務課副参事）】

事務局といたしましては、歴代の会長の就任状況や今までの経験も踏まえまして「奥川委員」をお願いしたいと思っております。

【事務局（総務課長）】

[会 議 録]

ただいま、事務局から「奥川委員」を推薦するとの提案がありました。皆様いかがでしょうか。

(委員全員 了承)

ありがとうございます。

それでは、会長を「奥川委員」にお願いしたいと思いますが、「奥川委員」お引き受けいただけますか。

【奥川委員】

(了承)

【事務局（総務課長）】

ありがとうございます。

それでは、この後の会議の進行ですが、市川市個人情報保護審議会規則第3条第2項に基づき、「奥川会長」にお願いしたいと思います。

「奥川会長」おそれ入りますが、議長席へお願いします。

(奥川会長 議長席へ移動)

(総務課長 事務局席へ移動)

【議長（奥川会長）】

それでは、次第の3の(2)「副会長互選」について議題としたいと思います。どなたか副会長のご推薦をいただけますでしょうか。

(委員に諮る)

ご推薦の声がありませんでしたので、事務局の方で提案はありますか。

【事務局（総務課副参事）】

事務局といたしましては、やはり今までの経験も踏まえまして、「古賀委員」が適任であると考えますので、「古賀委員」にお願いしたいと思います。

【議長（奥川会長）】

ただいま、事務局から「古賀委員」を推薦するとの提案がありました。皆様いかがでしょうか。

(委員全員 了承)

「古賀委員」、お引き受けいただけますでしょうか。

(古賀委員 了承)

ありがとうございます。それでは、副会長を「古賀委員」にお願いしたいと思います。

【議長（奥川会長）】

それでは、次第の3の(3)、報告事項アにつきまして、事務局より説明をお願いします。

[会 議 録]

【事務局（総務課長）】

それでは、報告事項アの「市川市個人情報保護条例の一部改正」について概要を説明させていただきます。

おそれ入りますが、お手元の配布資料4の「市川市個人情報保護条例の一部改正について」及び「市川市個人情報保護条例新旧対照表」をご用意ください。

平成30年3月22日に公布・施行され、新旧対照表で示されているとおり市川市個人情報保護条例の改正がなされました。

主な改正項目は、「市川市個人情報保護条例の一部改正について」で示しましたが、行政機関個人情報保護法の改正により同法の個人情報に、「個人識別符号」や「要配慮個人情報」が含まれることとなったことを踏まえて、条例上の個人情報についてもこれらの情報を含むものとする改正を行ったものです。

「個人識別符号」の例としてパスポート番号や免許証番号を、「要配慮個人情報」の例として人種、信条を挙げることができます。

【議長（奥川会長）】

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

（ 質疑応答なし ）

続きまして、報告事項イについて説明を求めたいと思います。

事務局、お願いします。

【事務局（総務課長）】

それでは、報告事項イの「コンピュータ結合基準」について概要を説明させていただきます。

おそれ入りますが、お手元の配布資料5の「コンピュータ結合基準」をご用意ください。コンピュータ結合基準につきましては、市川市個人情報保護条例第12条で、法令に特別の定めがあるとき又は実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いた上、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるときに限り、実施機関は実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をすることができる」と規定されていることから、審議会で過去にご承認いただきました結合を同基準(2)に記載し、法令で特別の定めがある場合を同基準(1)に例示列挙しております。

コンピュータ結合基準の下段記載のとおり、平成13年に同基準が制定されてから平成22年に至るまで何度か改正されておりますが、平成27年の市川市個人情報保護条例の改正により、結合が認められる事由として「法令に特別の定めがあるとき」が追加されたことに伴い、それをこの度コンピュータ結合基準(1)に反映しましたので、本審議会にてご報告させていただきますこととしたものです。

【議長（奥川会長）】

ありがとうございました。

[会議録]

ただ今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

(質疑応答なし)

続きまして、報告事項ウについて説明を求めたいと思います。

事務局、お願いします。

【事務局（総務課長）】

それでは、報告事項ウの「全項目評価書の改正」について概要を説明させていただきます。

おそれ入りますが、お手元の配布資料6の「全項目評価書の改正について」に係る資料一式をご用意ください。具体的には、「個人住民税に関する事務に係る全項目評価書の改正概要」、「(別添1)事務の内容」、「特定個人情報保護評価確認書」、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」、「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)予備点検報告書」についての対応策等について」となります。

なお、説明については、市民税課職員からさせたいと思いますが、入室を許可いただけますでしょうか。

(委員全員 了承)

ありがとうございます。

(市民税課職員 入室)

【市民税課長】

財政部 市民税課 藤城と申します。

これより「個人市民税に関する事務」特定個人情報保護の全項目評価書の修正について、概要及び報告をいたします。

まず、概要としまして特定個人情報保護評価については、システムが扱う対象人数が30万人以上の場合、特定個人情報の入手方法や漏えい等リスク対策の詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を作成した上で、その内容について、個人情報の保護に関する学識経験者を含む者で構成される合議制機関等の意見を聴くなど、第三者による点検を受けることとなっております。主な改正点として、2点あります。

まず、1点目として、他の自治体に課税情報を送付する方法を郵送から、漏えい等のリスクを軽減し、安全性を高めることを目的として、国が構築した専用回線L G W A Nを利用した国税連携システムによる電子送付に変更し、データファイルを作成します。

2点目として、情報提供ネットワークシステムの稼働開始により他の自治体との情報連携が運用されることとなり、現在の市民税オンラインシステム内にデータ登録のできない「課税対象者の被扶養者に係る情報」を保存するファイルを作成します。

以上2点の改正点があったことにより、特定個人情報保護評価を再実施しております。

このような改正を実施したことにより、全項目評価書ではこの改正に関するリスク管理として、「目的外や不適切な方法で特定個人情報が入手されるリスク、本人確認等の窓口対応マニュアルを作成し、職員研修を実施する。」、「権限のない者によって不正に使用されるリスクアクセス権限の発行・失効等を毎年実施し、アクセスログを随時確認する。」などを行っております。

[会議録]

「個人住民税に関する事務」については、平成27年5月13日付けで一般財団法人日本情報経済社会推進協会による予備点検を受け、その結果について「適合・妥当」との報告を受けましたので、平成27年5月20日付けで貴審議会に諮問し、同月22日付け、答申第27-1号において、承認をいただいております。

この度の修正については、平成29年2月13日付けで貴審議会に諮問し、同月27日付けで、答申第28-1号において承認をいただいております。

最後に、報告としましては、本答申に準拠した内容で改正を実施し、L G W A N を利用した国税連携システムによる電子送付、約1万件、被扶養者等の情報連携用データ約10万件をファイルに収めており、平成30年5月1日現在、情報漏えい事故等につきましても発生はしておりません。以上でございます。

【議長（奥川会長）】

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

（ 質疑応答なし ）

他にご質問等はございませんか。ないようでしたら、議事を進めたいと思います。市民税課職員の皆さんありがとうございました。

（ 市民税課職員 退室 ）

続きまして、報告事項エについて説明を求めたいと思います。

事務局、お願いします。

【事務局（総務課長）】

それでは、報告事項エの「コンビニ交付事業者の追加」について概要を説明させていただきます。

おそれ入りますが、お手元の配布資料7の「コンビニ交付事業者の追加について」に係る資料一式をご用意ください。具体的には、「平成30年3月12日付けの奥川会長宛ての報告文書」、「平成27年11月11日付けの答申」となります。

なお、説明については、情報システム課職員からさせたいと思いますが、入室を許可いただけますでしょうか。

（ 委員全員 了承 ）

ありがとうございます。

（ 情報システム課職員 入室 ）

【情報システム課長】

情報システム課でございます。よろしくお願いいたします。

それではご説明させていただきます。

本市では、本市コンピュータとコンビニエンスストア等のキオスク端末を通信回線により結合し、住民基本台帳カード及び個人番号カードを利用して、住民票等の各種証明書等を交付するコンビニ交付サービスを実施しております。

[会議録]

このコンビニ交付サービスは、国が構築した専用回線を利用し、また、コンビニエンスストア等の従業員の手を介さずに住民票等を取得することができるなど、個人情報の保護対策が確保されたものとなっております。

本サービスは、平成22年1月7日付け市個審議答申第21-1号によりご承認をいただいた上で、平成22年2月に、株式会社セブン-イレブン・ジャパンについて開始し、以降、順次、事業者の追加を行い、計7事業者でのサービスを実施しておりました。

その後、平成27年市個審議答申第27-4号により、新たな事業者で本サービスを開始する場合には、本審議会に遅滞なく報告することにより、付議を要しないことをご承認いただいております。

ご承認をいただいた後、平成29年度末までの間に、コンビニエンスストアを運営するミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、郵便局を展開する日本郵便株式会社及びウエルシア薬局等のドラッグストアを運営するウエルシアホールディングス株式会社の4事業者が新たに参加いたしましたため、報告いたします。

なお、答申の趣旨から、本来、新たな事業者追加の場合、遅滞なく報告すべきものでありますが、報告の期を逸しておりましたため、まとめた報告とさせていただきます。以上でございます。

【議長（奥川会長）】

ありがとうございました。

ただ今の説明に対しまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

（ 質疑応答なし ）

他にご質問等はございませんか。ないようでしたら、議事を進めたいと思います。情報システム課職員の皆さんありがとうございました。

（ 情報システム課職員 退室 ）

続きまして、次第の3の(4)、承認事項の審議に入りたいと思います。

事務局、お願いします。

【事務局（総務課長）】

ご説明前に配布資料の差し替えをお願いいたします。

それでは、承認事項について概要を説明させていただきます。

今の資料でございます。

市川市個人情報外部提供基準の改正についてですが、まず、平成20年2月に、「東京都市圏総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）の実施に伴う抽出個人情報の千葉県への外部提供について」を諮問事項として諮問しており、その後の答申によりご承認いただいておりますが、同答申結果について、これまで、外部提供基準の「2 公益の実現を図るため実施機関があらかじめ審議会の意見を聴いて認めたとき」に反映させていなかったため、この度、同基準2（10）に「他の官公署が法令等に基づく諸計画の策定や施策の実施に際して必要とする個人情報の提供の求めに応じて提供する場合」として「東京都市圏総合都市

[会 議 録]

交通体系調査（パーソントリップ調査）に係る調査客体情報の提供」を審査基準としての外部提供基準に追加して盛り込ませていただいでよろしいかお伺いするものです。

また、同基準2の（1）から（9）までにつきましては過去の審議会でご承認いただいでいる項目ではありますが、「都道府県は、市町村による保険給付の適正な実施を確保するために、市町村に対し、保険給付の審査及び支払に係る情報の提供を求めることができる」と規定する国民健康保険法第75条の3に基づき、保険給付の審査及び支払に係る情報についての照会が県からたびたびなされているため、同基準2の（6）③エに国民健康保険法第75条の3の規定を盛り込むなど、根拠法令等の欄に追加等させていただきました。

【議長（奥川会長）】

ありがとうございました。

ただ今の質問に対しまして、何かご質問、ご意見等はございますか。

【勝田委員】

資料の差し替え前と差し替え後の違いは何があるのでしょうか。

【事務局（朝倉）】

2の⑩の部分に誤植があり、「実地」を「実施」に訂正いたしました。

【議長（奥川会長）】

それでは、本件について異議がないということによろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

それでは、この案件は承認させていただきます。

（ 以下、松原委員から質問 ）

【松原委員】

犯罪の経歴はプライバシー情報ではあるが、性犯罪など犯罪の種類によっては別の扱いなどを検討してもよいのではないか。

【事務局（朝倉）】

一概には言えない。確かに、性犯罪防止など公益的観点から検討の余地もあると思うが、個人情報については国の考えに沿って考えているところ、国からそれについて具体的な考えが示されていないため、今後国の考え方も見ながらやっていきたいと思う。

【議長（奥川会長）】

性犯罪は加害者の家族にも影響があるので、その点も考えていかないといけない。いずれにしても国の法律のレベルで解決していかないといけないと思う。

他に報告案件などありますか。

（ なし ）

[会 議 録]

では、事務局から、何か伝達事項等がありましたらお願いします。

【事務局（総務課長）】

はい、本日の会議録案につきましては、作成次第別途お送りさせていただきますので、ご確認のほど宜しくお願いします。

【議長（奥川会長）】

他に委員、事務局の方から何かご意見ありますか。

（ 意見なし ）

【議長（奥川会長）】

それでは、以上をもちまして、平成30年度第1回市川市個人情報保護審議会を終了します。

皆様、どうもお疲れ様でした。